

病害虫・雑草防除の基本方針

施設栽培など様々な栽培様式の普及、海外からの病害虫・雑草の侵入、薬剤感受性の低下、近年の気候温暖化等により、病害虫・雑草の発生様相は、ますます多様化・複雑化している。

一方、農薬については、平成26年度から農作物における農薬の残留基準値を設定する際に、これまでの一日摂取許容量（ADI）に加え、急性参照用量（ARfD）についても評価されることとなり、それに伴い変更される登録内容に沿った農薬の適正使用が重要となっている。

このような情勢を踏まえ、安全な農産物を生産するために、農薬適正使用の徹底を図るとともに、病害虫・雑草の発生状況に基づいた効果的・効率的な防除や化学農薬のみに頼らない総合的な病害虫・雑草管理（IPM）を推進する。

[病害虫・雑草防除の手引きの活用について]

1 防除の手引きの位置づけ

- (1) 本手引きは、農薬取締法第二十八条に基づく指導等を行うため、普及指導員や営農指導員等が防除暦の作成や農業者等へ指導する際の参考資料とする。
- (2) 農薬は原則として、令和3年7月1日現在、農薬取締法に基づく登録があり、かつ、本県の気象条件や病害虫発生状況、農薬展示ほでの薬効等を考慮して掲載する。

2 手引きの内容

農薬の適正かつ安全な使用を推進し、農業の生産性の向上と農産物の高品質・安定供給を達成するために以下の事項を掲載する。

- (1) 農薬適正使用の徹底
- (2) 試験研究成果など新しい知見の提供や合理的な防除のための指導資料
- (3) 病害虫及び雑草の発生生態
- (4) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進
- (5) 作物別の農薬一覧

※農薬展示ほ（農業生産資材協会より委託）等において効果と薬害の試験を行い、実用性が認められたものについて登載。

3 その他

防除指導にあたっては、病害虫の発生状況と必ず最新の農薬登録内容を確認する。

福岡県病害虫防除所ホームページ

<http://www.jppn.ne.jp/fukuoka/>

農林水産省 農薬登録情報提供システム

<https://pesticide.maff.go.jp/>